

昭和
三十四年
四月

0051

RA'-0621

0352

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

電信寫

A.60.0.1

昭和二六 一三五三 平 名瀬 四月十六日 一四二五 發 政総

條約局長 電美大島日本復帰協議会

(電美大島の日本へ復帰方懇願の件)

電美大島二〇余万住民は祖國日本への復帰を切望し滿一四才以上の請願者名九九パーセント以上完了す。

此の熱烈なる住民の希望を察せられ

ダレス特使の来日を機会に特別の御折衝を賜りもつて民族的悲願達成出来るよう御盡力方を懇願す。

(了)

配布先

政総、大臣、政務次官、事務次官、政務局長、條約局長、管財局長、連絡局長、情報部長、連絡次長、政電、政特資、政情報、條法、管総、管邦、連整、連地、文、電

外務省

0052

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RA'-0621

0353

政務司

總務課長

後 美諸島日本復歸に關する請願書

美諸島を講和條約成立後速に日本に復歸方については、同諸島住民並に同諸島出身者かねての悲願であり、全國民又等しく熱望いたしておる所でありまして、本市に於きましても地理的關係よりして、古來より同諸島の移住者の多數に上り石炭産業始め諸産業に従事して居るのであります。戦時末期よりこれ等市民は故郷との自由な出入を拒まれ、又は戸籍上の諸問題等幾多の苦難に直面しておるのであつて、これ等市民の心情を推察するるとき誠に同情の念禁じ難いものがあります。

今や講和條約締結を前にして同諸島の歸屬如何に、これ等市民は寢食を忘れ男女老幼擧げて絶大な關心を寄せ、日々の生業すら手につきかねるといふ岐路に立つておるのであります。別紙寫の通り陳情の次第もあつて本市議會は去る八月八日満場一致の決議によりこれを採擇いたしました。是非これ等關係市民の悲願が達成されますよう格別の御配慮と御措置を茲に請願申し上げる次第であります。

A'6.1.0.1-2

昭和二十六年八月十日

大牟田市長 田中 忠

大牟田市議會議長 境

外務大臣 殿



0053

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RA'-0621

0354

奄美諸島日本復歸請願趣意書



吾等は戦争が如何に人類の悲劇であったかを痛感した。殊に奄美諸島が沖繩と共に激戦地であり且その打撃の深刻であった事も体験して来た敗戦の結果一九四六年二月二日奄美諸島は日本からは行政の分離宣言を余儀なくされ交通文化産業すべては孤立状態に陥入り苦難な道を行き今日に至った。

今や奄美原地住民は戦争の犠牲となり南海の孤兒として悲哀と失望の心で底に叩き落されている。丁史的悲劇は如何なる宜撫や黄金を以つてするも吾等奄美人にとっては癒され得ない國民感情として丁史的汚点を末代に残さざるを得ないであらう。

終戦までは鹿児島縣大島郡として日本民族の血潮と文化を受けつぎ今日に至ること史上の記録のみならず人類學亦之を實證しているところである奄美同胞四十萬人共通の願望は祖國日本への正常復歸を

唯一の念願としている既に原地住民はその九九八パーセントの復歸請願署名を完了し全島民身を以つてハリストに入りその意志を自由卒直に表明した吾等は日本人として独立の早からんことを講和條約に期待し郷土美の復歸が正常に決定されることを最大の希望としている。

対日講和條約は目前に到来した。この秋こそ奄美日本復歸悲願達成の日であり歡喜解放の機會であらねばならない。

万一復歸不能と決せんか人類平和への丁史的記念日であるべき講和の日が奄美人にとつて悲痛なる民族哀史の二頁を印することになるのであらう。吾等は眞の平和を乞願し而して其の意味に於てその事を哀心より憂ひ且つ断乎として拒まざるを得ない。

今や正に奄美諸島は分難復歸への重大岐路に立つ茲に於てか全國に在在する奄美出身は己むと己まされず立ち上った。

0054

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

RA⁹-0621

0355

澎湃として奄美諸島復歸の請願運動は展開されその目的遂成と邁進した吾等は切實なる希望を卒直に訴へ講和條約締結關係各國に寛大なる御理解を賜ふよう請願すると共に大牟田市議會並り市當局併せて二十萬市民各位の積極的なる御協力をお願いの申上ける次第である

昭和二十六年八月八日

全國奄美諸島日本復歸対策委員會
福岡縣支部長 川畑里住

大牟田市長 田中忠藏殿
大牟田市議會議長 境 慧 殿

0055

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RA⁹-0621

0356

決議文

一 信託統治絶対反対
一 奄美諸島完全日本復帰

右決議する

昭和三十六年八月五日

全国奄美諸島復帰対策委員会
大牟田支部

0056

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RA'-0621

0357

No. 1796
25829

講和會議を目前に控え、領土問題は益々國民の関心を高めています。奄美大島群島は一九四六年二月二日以來日本領土から分離されて連合國軍下におかれましたが、それ以來在郷離郷四〇万の人々は講和条約調印で日本復歸が実現するものと望みを持つて復歸運動を続けて來たのであります。われわれ鹿屋島県民にとつて奄美大島は特に古くから終戦時まで鹿屋島県の一部であつた程因縁深い處でありまして、經濟、交通、文化その他各般にわたり密接な關係を持続して來たのであります。

そして県下一の面積と人口を有する大郡であつただけにその島嶼の如何は注目の焦點となつています。然るにこの度示された講和條約草案では北緯二十九度以南は日本國領土から除外されて、連合國信託統治におくことが明らかになされ、奄美人四〇万の唯一、最大の悲願は悉外にも期待を裏切られたのであります。

0057

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

RA⁹-0621

0358

これがため地元の人はもちろん日本在住の人々も絶望のどん底に墜落され、信託統治絶対反対、日本復讐のストーガンの下に署名運動を各地に展開すると同時に地元では全島民はハリストを開始したのであります。特に現地における日本復讐署名運動では全島民の九九八々が署名するという好成績を挙げたのであります。これは全く住民の世論の發露であるという外はないと思えます。

又日本の各地に起つてゐる日本復讐署名運動、更にこれに續く全国大会と最後の一瞬まで死闘する意志を決定を持っておりこの悲願は実にやむにやまれない民族的本能から出たものであります。

奄美大島は日本が戦争によつて掠奪したものでなく有史以來、日本と共に産まれたものであることは昔から幾多の文献が證明しているのがあります。又同島民は民族的にも日本人である證據には言語において現在の日本ではまだ嘗て使われていない万葉集等にあつた古語を常用していることから明らかであります。

0058

又平家の殘黨が南島落ちした史実も確かであります。このように大島は大島から日本の領土であり、歴史学上、考古学上、民俗学上、言語学上、その他何れの點においても日本文化の上に極めて重要な地位を占めております。殊に僻遠の地であるため日本上代の貴重な文化の原始形態を比較的豊かにしかも純粹に残しており日本にとつて大切な存在であります。

特に島津幕政時代の密接なつながり、砂糖による島津財産の立直しに一役買つて出た點も見逃し難い點であります。

領土の帰属は住民の意思によつて解決されるならば、住民の意思がはつきりしてあります以上、日本に復讐されるのが当然であります。

領土の帰属を住民の意思によつて解決するということは自由主義國家の國際的遺念であると信じます。

以上申述べました諸事情を宜しく御諒察下され連合諸國の温かい御理解と御同情を賜わり奄美大島日本復讐の一大慈願を達成されるよう、

RA⁹-0621

0359

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

島根県市議会の総意により陳情申し上げる次第であります。

昭和二十六年八月十日

島根県市議会議長 新川 近

外務大臣
吉田 茂 殿



0059

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

RA'-0621

0360



東京都港区芝田村町一丁目

外務省

外務大臣 吉田茂殿

RA⁹-0621

0361

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

緘

鹿兒島市山下町三番地
鹿兒島市議会議長
新川近義

RA'-0621

0362

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

條約局
課長

昭和三十六年 月 日

差出名
内閣総理大臣官房総務課

宛

陳情書
(鹿児島市議会議長提出)
送付の件

政務局
総務課長

26.8.27
258

RA⁹-0621

0363

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

條約
條約

政
務
課

總務課長

奄美大島復歸に關する要望書

奄美大島は「ボンダム宣言」受諾に伴つて終戦と共に占領軍の統治下に入り、昭和二十一年二月以降日本本土との政治的、經濟的課その他あらゆる關係において遮断せられて今日に至つて居る。然しながらその行政区域の關係、經濟的關係、民族、文化等の歴史的沿革から見て我國に歸屬すべきものと思料する。

即ち行政区域の面に於いては奄美大島は古來より日本國の一部であり未だかつて外田との間に境界問題で紛争を醸した事實のないことは如何なる文獻を繕いても明な処である。

次に經濟的面に於いても奄美大島は、大島紬、鰹漁業或は砂糖の製造等に於いてその原料資材及び製品販路の点においてのみならず大島の必要物資の一切と同地の物産の移入はすべて小型發動船で往來可能の近距離にある鹿児島港を經由し、鹿児島港との紐帯に於て大島と我國とは一体不離の立場に置かれてゐるのである。

京 都 府 會

最後に民族文化の見地よりするも古來より日本民族であり、文化も亦日本文化を享受し、その恵沢に浴して來たことは周知の事實である。

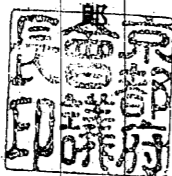
現在同地在住二十余万、日本本土居住も亦二十万と推算されてゐるがこの四十万になんなんとする人々が終戦を境にして親子兄弟互に相離れ面接も出来ない誠に惨めな境遇におかれてゐることは衷心から同情を禁じ得ないものがある。

仍つて政府並びに關係方面に於いては右事情御賢察の上講和會議に於いて是非とも奄美大島を日本に復歸せしめる様萬全の御高配を賜り度

右 要 望 す る。

昭和二十六年八月二十二日

京都府會議長 北 村 平 三



0060

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

RA⁹-0621

0364

外務大臣吉田茂殿

京都府會

0061

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

RA'-0621

0365

A.6.1.0.1-2

政務局

總務課長

請願書

紹介議員

提出者

長崎縣議會議長

岡本

直行



0062

RA'-0621

0366

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

奄美大島日本復歸に関する意見書

敗戦という日本最大の悲劇によって一九四六年二月二日奄美諸島は日本から分離し、行政の離脱宣言を余儀なくされ、交通、文化、産業等すべて孤立状態に陥り、苦難の一途を辿り、今日に至つてゐるのであるが、その間アメリカの好意による衣食を受け、かつ民主化への道を教へられたことに対しては、島民はもとよりわれわれ日本國民の等しく感謝するところである。

奄美大島を民の民族的意識は、日本復歸の悲願となり、遂に断食、まで發展したことは周知のとおりである。

そもそも同島は、日本民族の血と文化とを受けつぎ、今日に至つてゐることは、史上の記録のみならず、人類学的にも実証されてゐるところであつて、終戦までは鹿児島縣大島郡として重要な役割を果してゐたばかりでなく、多数の人材、知名士を國の中枢に送つてゐるのであるが、行政の分離後は、交通の杜絶によつてすでに六十年の空白を生じ、この間學ばんとして學ぶ能わざる向學の若人達は、ただただ血涙を飲むの悲しき現狀におかれてゐるのである。

今や奄美大島の同胞四十万人は、挙つて祖國日本への正常復歸

0063

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RA⁹-0621

0367

を唯一の念願としてすでに現地住民はその九九八分の復
歸請願署名を完了し、講和條約の締結とともに日本及びし
この自由と独立を回復する日の日も早からんことを切望し、かつ
衷心から念願しているのである。

対日講和條約を目前に控え、今やまさに奄美諸島は分離
か復歸かの歴史的な重大岐路に立たされている。萬一復歸不可
能と決定せんか人類平和の一大的記念日であるべき講和の
日が一変して悲痛なる民族哀史の一日を印する日となるであ
らうことを杞憂せざるを得ないのである。

仍る貴職におかれは対日講和をして切実なる島民の
悲願をかなえ、歡喜解放の一大機會たらしめるよう適切
なる措置を講ぜられたい。
茲に本縣議會の議決により意見書を提出する。

昭和二十六年八月二十六日

長崎縣議會議長 岡本直行



外務大臣 吉田茂 殿

0064

A'6.1.0.1-2

昭和三十六年八月二十三日	政政第三一〇号
奄美大島の日本復帰に關する請願の件は 請願のとおり。	
指令	
内閣総理大臣	吉田 茂
外務大臣	吉田 茂

内閣参事 九三五号
昭和三十六年十月二十六日
内閣総理大臣 吉田 茂
外務大臣 吉田 茂
記帳簿
27.1.22
30

内閣

0065

外務大臣
事務次官
官房長官
機務局長
法規課長
第一課長



アジア局長

第二課長

本件に關し、在大島 奄美大島日本復帰協議會議 長(住民代表)泉 芳朗氏より別添の通り外務大臣並 に外務事務次官宛夫々 祖国復期に關する嘆願書の送 付がなつた。	本嘆願書はサンフランシスコ平和會議後現址としては最初 のものをあり注目し得る。
--	--

大島

外務省



0066

26.12

元鹿兒島縣大島郡

祖國復歸に関する歎願書

奄美大島日本復歸協議會

0067

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

一九五一年十月十五日

外務大臣
吉田

茂 殿

奄美大島日本復歸協議會
代表 長 泉 芳 朗

奄美大島
日本復歸協議會
代表 長 泉 芳 朗

0068

歎願書

元鹿兒島縣大島郡（奄美大島）の二十二万を數える全住民にまつて、祖國日本への完全復歸は昭和二十一年（一九四六年）二月二日の分離らしいの切實なる願望でありました。

このことは、去る五月、十四才以上の住民十三万九千三百四十八名（九九・八パーセント）という壓倒的數字をもつて作りあげられた血涙の請願署名録を關係方面に傳達して、その考慮を求めた事實によつても明白に立証されていることであり、また同じく七月、かの米英共同草案が發表されていらい、全住民舉げて、信託統治條約案に絶對反對の意志を表明して、島内各所に枚擧にいそまないほどの人民集會を開き、數次にわたる集團斷食祈願を行じ、あるいは陳情書を日本本土に送るなど、文字どおり血の叫びをつずけて、民族本然の心情を世界の良識に訴えて今日に及んだ経緯を見ても明らかなるのであります。

しかるに、過去六年にわたるわたくしたちのこの民族的要望は、今回の對日講和條約成立によつて、むざんにも封殺され、全住民の意志に反する冷厳な條約第三條の規定をみたのであります。

これによつて現出された住民の失望落膽はいうまでもなく、日本本土では祝意の日章旗を掲げて、この條約をこきほいだのに反し、おなじ日本國民でありながら奄美大島においては、失意の巾旗が掲げられるという、きわめて皮肉な民族的悲劇を展開したのであります。

しかも、「和解と信頼」に立脚した寛大なる講和の名において、前記第三條

RA'-0621

0370

の規定がなされたものであるだけに、わたくしたち住民にとつては、もつとも大きな不満と疑惑の念を禁じえないものがあり、まことに耐えがたい烙印としてこれを受けざるほかに、かつそれが耐えがたいものであればあるほど、内には日本人としての熾烈な民族的意識が燃焼し、外に解放と獨立（いわゆる完全日本復讐）の要求を、根強く表明しつづけなければならない實情にあるのであります。

けだし、言語・信仰・風俗・慣習・生活様式などをおなじくし、かつ民族的にも、歴史的にも、あるいは文化的にも、絶對に切り離すことのできない一心同体の關係にある同一日本民族である奄美大島住民として、これはきわめて當然の感情であるといわなければなりません。

それゆえに、わたくしたち住民といたしましては、たゞ今後いかなる事態に立たされようとも、元鹿兒島縣大島郡が本来の日本領土として、完全に復歸安定する日までは、不動の決意のもとに、この純真一途な民族運動をあくまでも續行する他ないであります。

また、奄美大島の信託統治は、國際連合憲章・カイロ宣言・ポツダム宣言・その他の國際條約に照らしてみるとき、理論的にも、實際的にも、その根本目的と基本原則に反する点が多く、したがつて「領土不可變と政治不可侵」の根本原則によつて世界の安全と幸福を保障すべき國際正義が、當然住民の「自由意志に合致せざる領土變更」をなさないという確信を、わたくしたちは深く堅持しているものであります。

されば、わたくしたち二十二万の全住民ならびに本土在住十八万の同胞は、血涙の悲願である日本復歸の即時實現を、日米兩國政府に對し、かさねて切望するものであります。

しかして、この即時完全復歸の實現をみるまで、占領政策を緩和し、暫定措置として左記事項を日米兩國政府において速急に取り決めていただくよう、こゝに要望するものであります。

これらの要望事項は、すべてわたくしたち全住民の基本的生存權に關する間

題であり、これが實現なくしては、住民の經濟生活は破綻をまねくほかない喫緊の問題ばかりでありますので、この取り決めに即時實現していただきたいのであります。

この歎願は同じ日本人でありながら、かの侵略戦争の大罪を苛酷にも一身に背負われ、呻吟しつづけてきた無辜の民、元鹿兒島縣奄美大島全住民の、最後の願いであることをこゝに強く申し添えて、貴政府の格別なる御高配と御盡力を懇請申し上げるしだいでありませう。

要 望 事 項

一、基本權に關する事項

- 1、領土の主權及び住民の國籍を日本におくこと
- イ、住民を日本國民と呼び、かつ日本國民として待遇すること
- ロ、日本國旗の掲揚と國歌の歌唱を認めること
- ハ、年號の使用を日本國內と同様にすること
- ニ、奄美大島地區を鹿兒島縣大島郡として日本地圖、その他各種出版物によつて明示すること
- 2、米國の軍事目的に反しない限り、行政・立法・及び司法の諸權能を日本政府に返還すること
- 3、日本・奄美大島間における旅行・居住の自由を認めること

二、行政措置に關する事項

- 1、行政・司法・教育その他必要なる部面にわたる人事の交流を取り計らうこと
- 2、官公吏の身分保障について
 - イ、日本々土への復職を保障すること
 - ロ、恩給法を適用すること
- ハ、資格免許の認定を國內同様にする
- ニ、分離後の官公吏の勤続年數を國內同様に取扱うこと

- 3、日本・奄美大島間の司法事務の共助法を取り急ぎ制定実施すること
- 4、日本・奄美大島間における不法入国取締に關する法令は、即時これを撤廢する。共に現に檢舉又は處刑されている者を釋放し、かつ前科の抹消をなすこと

三、經濟・財政・金融・産業・交易に關する事項

- 1、日本との交通及び商取引を國內同様にする
- 2、奄美大島住民（公・私）の在日資産及び權益の凍結を早急に解除すること
- 3、日本・奄美大島間の爲替送金を分離前同様に即時復活すること
- 4、日本と共通の貨幣制度を実施すること
- 5、黒糖・大島紬・水産その他基本産業に對する保護政策を実施すること
- 6、産業・交通・通信・金融・教育・衛生・災害等に對する補助並びに各町村への財政援助を分離前同様に実施すること
- 7、戦災地復興補助費を交附すること
- 8、民間航空路を奄美大島まで延長すること

四、教育・文化・社會・厚生に關する事項

- 1、教育行政は鹿児島縣に移管し進学及び轉學の自由を認めること
- 2、通信業務の一切を日本政府に移管すること
- 3、戦争による不具癱失者並びに遺家族に對し國內同様に保護すること
- 4、移民その他の政策による人口問題の解決を考慮すること
- 5、國立療養所並びに保健所を國內同様に設置すること
- 6、ハブ血清藥の交附を分離前同様にすること

外務委員会に付託

奄美大島の日本完全復帰等
諸島の
に關する請願

請願文書表
第 1245 号

紹介議員
石川 梁一
木内 キヤウ
佐多 忠隆
徳川 宗敬
黒川 武雄
草葉 隆圓
前之園 喜一郎

昭和廿六年七月拾九日 受理

請第 1245 号

請願者住 所 埼玉県浦和市

氏名 西田 一 蔵 元

外 十五 名

0073

アジア局長 第五課長

沖繩班長

内閣参事 第一二請第 四〇二号

昭和二十六年 七月拾四日

内閣總理大臣

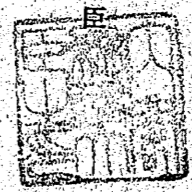
外務大臣 殿

別紙参議院において採択された。

奄美大島諸島の日本完全復帰等に関する請願

は、貴省(庁)主管の件であるので、書類を回付します。

なお、請願の処理については昭和二十六年七月十三日附内閣閣令
第一八号を参照せられたい。



記録済

0072

昭和廿五年十一月十七日提出

鹿児島県奄美大島諸島日本完全復歸に關する請願

紹介議員

徳川宗敬

本内キヤウ 星川武雄

佐多忠隆 菅原清隆

徳川宗敬 星川武雄

鹿児島県奄美大島諸島の日本への完全復歸に關する請願

0075

一、鹿児島県奄美大島諸島の日本への完全復歸への住民の

参議院 衆議院

要望は既に日本政府、連合軍司令部、連合各

國その他関係方面に陳情運動を續けて、内外に大

きな反響を呼んで事は漸次承知の通りであります。

然るに満和条約に於ては我等四十万奄美同胞の

悲願は全面的には承認されず、遂に半國分國連

に對し信託統治の提案を出した場合、日本はこれに

0074

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RA⁹-0621

0374

同意する事を余儀なくせられたのがあります。

これは東洋平和の前途と世界平和確保のため甚
か遺憾とする所があります。

ヤキに現地住民十甲木以上十三万九千三百四十八名即
ち九九・八パーセントの日本人の完全復帰要求署名
録を添付して前国会に請願を提出し、更に本

2

土在住奄美^{大島}島出身者が^{僅か}一週間に日本完全復帰
要求署名^{署名者宛書}一百万人署名運動を起し^{署名者宛書}この署名簿を添
^{この署名宛書}付して提出し、更に本

之で第十一回国会の衆議院に「奄美大島諸島

0077

の日本復帰に因する請願を提出、国民の
希望を強く要望したのがあります。

3

この僅か一週間に於ける一百万人署名運動に於て
見る如く、奄美大島諸島の日本人の完全復帰は
単に奄美同胞四十万人の悲願たるのみならず、一
般国民も強くこれを要求するの極め、明瞭に
あります。

0076



今回の対日講和条約に於て我等の心願は全面的

には達成されなかつたが、不幸中の幸いにも講和条約

第三条による^{信託使指に因る}米国の提案は棚上げするに過ぎず

——との閣司令部外交局長ハート氏の演説

等により、我等は希望を抱くに至るのみであります。

何れも、信託使指棚上げの實現方いつき、格別の

4 中推進を賜り、最も近き将来に於て^日米見解の差

大島部が日本へ完全復帰するの程、法的高麗を

信託の致しませす。

0079

二、たほ日本への完全復帰の實現されるの日を待

たが、緊急措置として左記の要領事項を速かに

實現される程、適切なる中推進をお願ひする者で

あります。

緊急要領事項^記

5 (一) 日本と奄美大島間の交通・貿易の自

由を認めるところなり。

0078

二) 日本、奄美大島間の移住者送金を即時
実現させよう。

三) 教育制度を日本と同様充実強化し日本の
進歩及び轉學の自由を認めよう。

四) 奄美大島住民の在日資産及び
凍結を解除しよう。

五) 大島より日本へ引揚者の接獲を強化して
しよう。

恩給
給金支給の
諸
益の
等

0080

六) 奄美大島在征の戦争被難者即ち戦傷者の
不具廢症者等に遺家族に対し、日本同様の
の保護を強めよう。

0081

七) 日本政府は奄美大島の特産物の輸出に關
し、國內同様の取扱をなし、絶対的國稅を
かけない格にしよう。

八) 奄美大島の産業、交通、通信、金融、教育、
文化、社會、衛生等に対する補助金を交付し



no. 9.

右請願のしるす

昭和廿六年十一月十七日

請願人 浦正市

西田 當 元

東多前 榎橋 乙

山下 孝 士

東多前 中史 乙

大山 喜美 信

大坂市 御島 乙

吉田 美 草

神戸市 生田 乙

岡 武 雄

0083

8.

(一) 奄美大島の 島の投敵隊及び一般公務員
の処遇格差の待遇を日本と同様に取扱い
人事之大儀の措置を請ひてもらいたい。

(九) 日本・奄美大島間の不法入国取締りは即対
此れを撤廃し、既に検査又は処刑されてゐる者
を釋放してもらいたい。

更に各市町村への平衡交付金制度を分譲前
同様に実施してもらいたい。

0082

No. 11

長後院 敬長 佐藤 尚武 殿

神戸市 兵庫区 山手町 〇〇〇
神戸市 兵庫区 〇〇〇
〇〇〇 〇〇〇

0085

No. 10

神戸市 〇〇〇 〇〇〇
大牟田市 〇〇〇 〇〇〇
鹿児島市 〇〇〇 〇〇〇
新学芸町 〇〇〇 〇〇〇
東京都 〇〇〇 〇〇〇
大陽市 〇〇〇 〇〇〇
宮崎県 〇〇〇 〇〇〇
福岡県 〇〇〇 〇〇〇
山形県 〇〇〇 〇〇〇
川崎 〇〇〇 〇〇〇
重野 〇〇〇 〇〇〇

0084

RA⁹-0621

0379